

## 第14回 (仮称) 市民センター建設市民懇談会 会議録

- 1 日 時 令和6年2月27日(火曜日) 10:00~11:20
- 2 場 所 福島市役所 4階庁議室兼防災対策室
- 3 出席者 山口哲子会長、牧田実副会長、佐藤玲子委員、池澤龍三委員、菅野廣男委員、引地洲夫委員、北田稔委員、阿部隆夫委員、佐藤祀男委員、阿部國治委員、原田紀之委員、霞朝子委員、阿部勢津子委員、菅野真委員
- 4 内 容
  - (1) 開会
  - (2) 議事
  - (3) その他
  - (4) 閉会
- 5 概 要 議事内容について事務局説明後、質疑応答・意見交換
- 6 委員の主な発言

### ○会 長

最初に他の会議のため中座された委員から預かった意見を紹介します。まず1つ目、中央地区町内会は集会所のない町内会が多いので、町内会への配慮をお願いしたい。2つ目として、古関裕而氏の存在を何らかの形で知らしめる必要があると思います、というご意見です。

### ○委 員

まず「公の施設」とはどういった施設を言うのか改めて説明していただきたい。次に、設置目的にある「市民」とは福島市民を指すのか。また、同じく目的に記載の社会福祉の増進、共生社会の推進とは具体的にどういうことを考えているのか。そして、実施する事業として「生涯学習活動の推進のための施設の提供に関すること」とあるが、「場」の提供を行うだけになるのか。

### ○事務局

1点目、公の施設は市民の利用を前提とした施設で貸館として利用できる施設であり、社会教育法上の教育施設との違いとして教育施設は社会教育を推進する目的があり、例えば、営利目的や特定の宗教活動のための利用ができないというような制限が生じます。一方、(仮称)市民センターでは、市民の皆様にも多用途に利用していただける施設としたいと考えております。

2点目、市民の定義に関しては、建物自体が福島市の税金を利用して建設する施設であることから、原則は福島市民にお使いいただくようになるかと思いますが、広域連携等を進める側面も踏まえてご利用いただくことも想定しています。

3点目、学習センターの登録団体にご利用いただく施設を想定しておりますので、活動を通じた福祉の増進を図ることを目的としております。また、施設の1階部分に障がい者団体の協議会によるカフェの運営を検討しているほか、誰にで

も利用しやすいトイレなども計画していることも踏まえ、共生社会の推進を目的に掲げております。

4点目として、中央学習センターは、(仮称)市民センターの施設を利用して中央地区の生涯学習活動の推進や全市的な学習センターの統括機能を担うことと想定しておりますので、単なる場の提供を行うだけではないと考えております。

○委員

宗教の活動での利用が可能であることは分かりましたが、特定の政党が利用することについてはどうなるのか。また、先の事務局の回答によると中央学習センターの色が強い施設に感じるの、そうであれば条例上にも中央学習センターと明らかにわかるようにした方がよいのではないかと。

○事務局

公の施設という位置付けにするため、政治的な利用を理由として制限を加えることはできなくなります。

○委員

施設に愛称をつけることは想定しているのか。

○事務局

複合棟として議会を含む庁舎部分と市民にご利用いただく部分があり、様々な機能を備えた建物となります。(仮称)市民センター部分に愛称をつけるにしても、建物全体の愛称と捉えられかねなく、現時点で施設に愛称をつけることは予定していません。ただ、施設を実際に利用いただいてから1階から3階の部分に限定して名称をつけることはどうかといった議論はしているところです。

○委員

中央学習センターの名称はなくなるのか。

○事務局

学習センター条例上、所在地を変更しますが、名称はなくなりません。

○委員

1つの建物に中央学習センターと(仮称)市民センターと二つあるということになるのか。

○事務局

中央学習センターという名称は学習センター条例上そのまま存在していて、この中央学習センターが取り組むべき事業を、市民センターを使って行うこととなります。

○委員

中央学習センターは重要な位置づけであるため、名称が残ることは良いことだと思います。

○委員

中央学習センターという名称が条例上に残るのであれば、説明資料等においてもきちんと明記したほうがよいと思います。

○事務局

中央学習センターの位置付け等についても、市民の方が混乱しないような説明をしていきたいと思えます。

○委員

予約方法の中で重複調整とは具体的にどういうことか。

○事務局

市内のスポーツ施設の運用を例にすると、オンラインと窓口で使用する2ヶ月前から予約を受け付けており、1日から10日の間に予約受付をして、同じ時間に申し込みが重複した場合、10日以降に機械的に抽選をしております。ただ、市民センターにおいて同様の方法をとるかどうかは検討中ありますので、様々な意見を参考にさせていただきたい。

○委員

(仮称)市民センターは、スポーツ施設に比べて利用申込みが多いと思われるので、抽選方法を取る場合、外れた時に公平だからしょうがないとなるか、毎回外れて活動できないからどうかしてほしいとなるか、いろいろと考えられるのでよく検討していただきたい。

○事務局

オンラインで申し込む場合、どの部屋が空いているか分かる状況にしたいとは考えておりますので、申し込みする際にはなるべく空いている部屋を優先に申し込みするなど、重複を避けるように申し込みしていただくことも検討いただきたいと思えます。

○委員

減免とは、一部免除なのか、それとも全額免除になるか。

○事務局

今の段階では、登録団体は全額減免ではどうかと考えております。

○委員

現在、市民会館を利用している団体については登録が必要となるのか。

○事務局

登録団体の規定に合致すれば、登録していただき、全額減免の団体として利用できるようになると考えています。

○委員

町会も登録団体になるのか。

○事務局

減免を適用する団体の範囲については検討中であるものの、町会については全額減免の対象と考えております。また、公的団体が利用する際には登録団体としての申請自体、必要とするか否かという点も検討している段階です。

○委員

減免の回数に上限を設けることを検討しているとありますが、年間どのくらいになることを想定しているのか。

○事務局

回数については検討中であり明言できませんが、そもそも公的団体に属する場合には制限を設ける団体とするべきかを含め検討しております。

○委員

駐車場の精算機はどこに置くのか。

○事務局

精算機は今後の発注工事にて設置する予定ではありますが、現時点では出口ゲートの精算機に加えて、事前精算機を設置したいと考えております。

○委員

国内の事例として、羽田空港が同じような仕様で、出口ゲートのほか施設内に精算機が複数設置されております。

○委員

休日における精算機や入退場バーの機械故障、場内の事故対応も合わせて検討していただきたい。

○委員

工期の延長について、今回の能登半島地震や大阪万博等の影響で建設資材の高騰だけではなく、人が足りない状態になっており、工期の延長は速やかな議会の承認が必要だと思えます。折角行う公共工事なので、あまり建設業者を焦らせるようなことをせず、竣工するまで安全に工事を行えるように工事監理するべきだと思えます。施設のオープン時期が決まってしまうと、それが足かせとなりがちです。そうは言っても施工業者のやれる範囲は決まっているので、その辺はしっかりと工程管理を徹底した方がよいかと思えます。

○委員

(仮称)市民センターのオープン時期については、市民会館の利用者に対していつ頃、どのように広報するのでしょうか。

○事務局

3月の議会にて市民会館の廃止の議案を提出する予定ですので、その結果を踏まえて窓口での説明や掲示のほか、ホームページを活用するなど、広く広報していく予定です。

○委員

市民会館のある地元町会としては、50年以上も前から市民会館を見て暮ら

してきており、施設に愛着のある住民も多いので、利用者だけではなく、地元の人に対しても回覧版を回すとか、町会の総会にお知らせするなど、そういう考えはありますか。

○事務局

皆さんが不安を抱かないように、広く広報してまいります。

○委員

これからの3月、4月はいろいろな団体や町会が総会をする時期であるので、人が集まるときに何かお知らせを配るとか、積極的な広報をお願いしたい。

○委員

私は中央学習センターを使う中で、会の皆さんから(仮称)市民センターがいつできるのかとか、利用方法はどうなるのか、申し込み方法はどうなるのだろうかとか関心が高まっているとすごく感じます。やはりとても楽しみにされている一方で不安感も抱かれており、質問を受けております。中央学習センターを利用されている各団体の会長だけでもいいから集まっていただくとかして、説明の場を早目に設けてほしいというお願いをさせていただきたい。

○事務局

(仮称)市民センターのオープン時期や市民会館などの閉館時期については、今回、初めてお示しをさせていただきました。市民会館の廃止については、議会の承認を受けてから広報をしていきたいと考えているところです。また、(仮称)市民センターの利用方法等についてもある程度固まった段階で市民の方々に対しては不安のないような周知をして参りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

— 以上 —